

命 令 書

再 審 査 申 立 人 医療法人社団亮正会

再 審 査 被 申 立 人 総評全国一般労働組合神奈川地方連合

再 審 査 被 申 立 人 総評全国一般労働組合神奈川地方連合
川崎地域支部

再 審 査 被 申 立 人 総評全国一般労働組合神奈川地方連合
川崎地域支部高津中央病院分会

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

当委員会の認定した事実及び判断は、本件初審命令理由第 1 認定した事実及び第 2 判断及び法律上の根拠(末尾 2 行の法律上の根拠に関する部分を除く。)と同一であるので、これを引用する。

以上のとおり、本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第 25 条及び第 27 条並びに労働委員会規則第 55 条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

昭和 63 年 3 月 2 日

中央労働委員会

会長 石 川 吉右衛門 ⑩